

鹿屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次に掲げる者には補助金を交付しないものとする。

(1) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が世帯員にいる者
別表中「除去及び解体」を「解体及び移転」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。